2025.7.1

神戸市　日常生活支援総合事業

介護予防通所サービス（デイサービス）重要事項説明書

＜２０２５年　7月　１日　現在＞

１．当センターが提供するサービスについての相談窓口

電　話　　０７８－５９５－９４０１（午前９時～午後５時30分まで）

担　当　　山　下　諄　子

※　ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

２．真愛たきやまデイサービスの概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

名　称	真愛たきやまデイサービス
所在地	神戸市兵庫区滝山町５１１番地
介護保険指定番号	通所介護　2870503014
サービスを提供する対象地域	兵庫区、長田区、中央区にお住まいの方

（２）同センターの職員体制

	常勤 （兼務）	非常勤 （兼務）	計
管理者	（１名）		１名
生活相談員	（１名）	１名	２名
看護職員 機能訓練指導員	（１名） （１名）	（１名） （１名）	１名 １名
介護職員	１名	３名	４名

（３）同センターの設備の概要

定員	１５名	静養室	１室　１床
食堂兼機能訓練室	１室　70.51 ㎡	相談室	１室
浴室	一般浴室と特別浴槽があります。	送迎車	２台

（４）営業日時

月～土　午前９時～午後５時３０分　（祭日も実施いたします）

（サービス提供時間　午前９時３０分～午後４時４５分）

（５）定休日　　日曜日

年　始（１月１日～１月３日）

（６）緊急連絡先

年中無休　電話番号　０７８－５９５－９４０１

「真愛たきやまデイサービス利用者の○○です。」と付け加えてお話下さい。

３．サービス内容

（１）送迎　　基本的には利用者宅からセンターまでの送迎を行います。

（２）食事　　温かい物は温かく、冷たい物は冷たいまま召し上がって頂きます。

（３）入浴　　安全設計の浴槽をご用意しております。

（４）機能訓練　簡単な動きから難しい動きへと楽しさを第一に考えて行います。

（５）生活相談等　ご遠慮なく何でもご相談下さい。ケース記録の開示にも応じます。

（６）外出　　①恒例行事による外出（初詣・花見等）

②上記①以外で食事を伴う外出

③上記①及び②以外の外出

＊上記①②の外出につきましては、その外出の内容に関する承諾書をご契約者様（もしくは、そのご親族・身元引受人等）から事前にご提出いただきます。

上記③の外出につきましては、当施設職員がご契約者様の外出時の状態及び外出の内容を記録することとします。

４．料金

（１）利用料金

① デイサービス利用料金表【　別紙　】を参照願います。

② 食事代：１食あたり８００円（昼食・おやつ含む）です（全額自己負担）。

③ おむつ代：　実費

④ その他：上記の他、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となる場合があります。

（２）支払方法

当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月１０日過ぎに書面にてご請求させて頂きます。月末までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

尚、当該月中に利用を変更されたサービスについては翌月に精算させて頂きます。

① 銀行引き落とし

- 別紙申込書に記載されております、ゆうちょ銀行を含む金融機関の中から利便性のある口座をご指定下さい。
- 口座振替にかかる手数料につきましては施設の負担とさせて頂きます。
- 口座振替申込書に記入・捺印の上、施設へご提出をお願い致します。
- 書類に不備がなければ、翌月からの振替になります。
  手続きが完了しましたら、別途、振替開始日をご案内させて頂きます。
- 毎月 27 日が振替日になりますが、銀行休業日の場合は翌営業日に振替になりますので、前日までに利用料のご入金をよろしくお願い致します。
- なお、口座振替分には、通帳の摘要欄に「DF.RL ﾀﾞｲｺｳ」と、ゆうちょ銀行でお申し込みをされたご契約者の方は「自払ﾘｺｰﾘｰｽﾀﾞｲｺｳ」と印字されます。

②【振込みでのお支払い】

三井住友銀行・三宮支店・普通預金・１９２０７４０

名称：社会福祉法人イエス団　特別養護老人ホーム　真愛ホーム

※振込手数料はご自身で負担下さい。

５．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込み下さい。当センターの職員がご訪問させていただき通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

（２）サービスの終了

①ご契約者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出下さい。

②当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は速やかに文書で通知し、他のサービス事業者をご紹介させていただきます。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・ご契約者が介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていたご契約者の要介護度認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
・ご契約者がお亡くなりになった場合
・当センターが破産等やむを得ない事由が生じた場合

④その他

ご契約者（そのご親族、身元引受人等も含む）が以下の事項に該当する場合には、当センターは本契約を直ちに解除できます。

・ご契約者（そのご親族、身元引受人等も含む）が、サービス利用料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にかかわらずこれが支払われない場合。
＊なお、3ヶ月遅延した段階で事業者から内容証明郵便にて催告書を送付します。期限内（書面受け取りから7日以内）に支払い又は連絡がない場合は、事業者と包括的な契約を締結している司法書士等が法的措置をとることになります。
・ご契約者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
・ご契約者（そのご親族、身元引受人等も含む）が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合**(精神定苦痛を与えるハラスメント行為を含む)、**
又は、法令違反その他著しく常識を逸脱する行為、この契約の目的を達することが困難となる行為をなし、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

ご契約者が入院もしくは病気等により、１ヶ月以上にわたってサービスが利用でき

ない状態であることが明らかになった場合は長期欠席扱いとさせていただきます。
但し、長期欠席が３ヶ月以上となる場合には契約を一旦終了と致します。
なお、長期欠席者扱いとなった方が利用を再開する場合には、欠席以前の利用日や条件を継続できない場合がありますのでご了承願います。

６．身元引受人

（１）契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
しかしながら、ご契約者において社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、重要事項説明にあたって、身元引受人の必要はありません。

（２）身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族、又できる限り法定相続人の方に就任していただくのが望ましいと考えております。

（３）身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務について、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。

（４）身元引受人が死亡した場合や、破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

７． 損害賠償責任

当センターにおいて、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、当センターは速やかにその損害を賠償します。
ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、当センターの損害賠償責任を減じることがあります。
また、当センター及び当センターの職員が予測・想定しえない不慮の事故、天変地異による事故等により生じた損害については、当センターの損害賠償責任が減免されることがあります。

８ .当センターのデイサービスの特徴等

（１）運営の方針
①老人福祉法の理念を尊重し、介護保険法を守ります。
②施設を利用者の生活の場とし、介護にあたっては、利用者の主体性を大切にします。
③地域の高齢者のための専門的社会資源であることを自覚し、地域福祉を支えます。

（２）運営の目的
①真愛の職員等は、その利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体及び精神的負担の軽減を図ります。
②サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

（3）サービスの利用のために

事　項	有 無	備　考
時間延長の可否	無	
職員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	

（4）サービスに当たっての留意事項

①送迎時間の連絡　　前もってご連絡します。交通事情で若干のズレが生じますので、悪しからずご了承下さい。

②体調不良などによるサービスの中止・変更　　当日の朝９時までに必ずご連絡下さい。

③食事のキャンセル　　連絡なしに食事をキャンセルされた場合は、食事代８００円を頂戴します。

④設備、器具の利用　　故意に、または、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設や施設内の設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により現状に復して頂くか、または相当の代価をお支払い頂く場合があります。

⑤持ち物について　　現金や装飾品（アクセサリー・時計など）、クレジットカードやキャッシュカードなどのカード類、その他貴重品の持ち込みは、原則禁止しております。万一紛失等の事由が発生いたしましても、当センターは責任を負いかねます。

９．緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急急隊、家族、居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

１０．非常災害対策

（1）防災体制

・防災時の対応　　防災マニュアルにて対応
・防災設備　　非常火災通報装置設置
・防災訓練　　年２回の実施
・防火管理者　　１名を選任

（2）気象警報等発令時の対応

午前６時の時点において公的機関により「大雨、洪水、暴風（波浪は除く）」の警報が発令されている場合は「待機」となります。午前８時の時点においてもこれらの警報が発令中の場合、原則として当日のデイサービスはお休みとなります。

なお、明らかに午後以降天候が回復すると思われる場合で送迎においても支障がないと当センターが判断した場合は、開始時刻を遅らせて実施する場合がございます。また、降雪・凍結等により送迎車の運行が困難と判断される場合も同様に中止または開始時刻を繰り下げる場合がございます。いずれの場合も当日朝電話にてご連絡させて頂きます。デイサービス利用中に著しい天候の悪化が生じた場合は、その都度当センターにて状況判断し、対応致します。

１１．サービス内容に関する苦情相談窓口

①当施設における苦情やご相談は専用窓口で受付けます。

苦情受付窓口（担当者）・苦情解決責任者・第三者委員

詳しくは苦情解決の仕組みに関する規程に記載しています。

苦情受付担当者　：　相談員：山下　諄子（℡：０７８－５９５－９４０１）

②行政機関その他苦情受付機関

○　神戸市福祉局監査指導部

℡：　078-322-6326　（平日　8：45～12：00，13：00～17：30）

○　養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）

℡　：　078-322-6774　（平日　8：45～12：00，13：00～17：30）

○　兵庫県国民健康保険団体連合会　介護サービス苦情相談窓口

℡：　078-332-5617（平日　8：45～17：15）

○　神戸市消費生活センター（契約についてのご相談）

℡：　078-371-1221（平日　9：00～17：00）

１２．個人情報保護について

個人情報保護については、別に定める「個人情報保護規程」に従って対処するものとします。

当施設は、実習生やボランティアを多く受け入れており、研修・養成等の目的で、実習生及びボランティア等が介護に同席する場合があります。この場合も、事業者及びサービス従事者または従業員と同様、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

＊介護記録等情報開示のご案内

◆ 開示可能な介護情報等

ケース記録、医療記録、ケアプラン、利用者台帳、その他記録

(注) 但し、いずれもサービス完結の日から 5 年以内のものに限ります。

◆ 請求できる方

介護情報の開示に関し、請求可能な方は次の通りとします。

① 契約者本人

② 契約者の身元引受人

③ 契約者の法定代理人
④ 相続人
⑤ 3 親等以内の親族
⑥ その他（任意後見人・代理人等）

◆ 開示の制限について

次の場合には、契約者本人であっても開示しないことがあります。
① 当該開示請求に本人が同意しない意思を明示している場合。
② 契約者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
③ ホームの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
④ 介護情報の提供が、当該介護機関の介護従事者を除く第三者の不利益になると考えられる場合
⑤ 契約者の相続発生後、その相続人からの情報の開示請求にあたり、契約者本人の生前の意思に明確に反する場合、または契約者本人の名誉 を棄損する恐れがある場合
⑥ 開示することが法令に違反する場合

◆ 開示に関する費用

基本手数料 1,000 円とコピー代（1 枚 10 円）が必要となります。

１３．当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　イエス団
代表者役職・氏名	理事長　神﨑　清一
本部所在地	神戸市中央区吾妻通５丁目２－２０

１４．　運営事業者の概要

事業者名	神戸高齢者総合ケアセンター真愛
代表者役職・氏名	施設長　出上　俊一
所在地・電話番号	神戸市中央区日暮通５丁目５－８ ℡　０７８－２５１－７０００

１５．　他の事業所

特別養護老人ホーム	４カ所
通所介護（デイサービス）	２カ所
短期入所生活介護（ショートステイ）	２カ所
訪問介護（ホームヘルプ）	２カ所
居宅介護支援事業	３カ所
地域包括支援センター	２カ所
サービス付高齢者向け住宅	１カ所

附則

この規程は、２０１５年　７月１日から施行
２０１５年　８月１日から改定
２０１６年　４月１日から改定
２０１６年　８月１日から改定
２０１７年　４月１日から改定
２０１８年　４月１日から改定
２０１８年　８月１日から改定
２０１８年１０月１日から改定
２０１９年　４月１日から改定
２０１９年１０月１日から改定
２０２０年　５月１日から改定
２０２０年　８月１日から改定
２０２１年　４月１日から改定
２０２２年　８月１日から改定
２０２２年１０月１日から改定
２０２３年　４月１日から改定
２０２３年　７月６日から改定
２０２４年　４月１日から改定
２０２４年　６月１日から改定
２０２５年　４月１日から改定
２０２５年　７月１日から改定

【　別紙　】

４．料金

（１）利用料金

≪ 日常生活支援総合事業　（介護予防通所サービス） ≫

★ 基本サービス　（１ヶ月当り）

１割負担

要介護度	要支援１	要支援２	
		週１回	週２回
利用料金	18,950 円	18,950 円	38,165 円
介護保険給付金額	17,055 円	17,055 円	34,348 円
自己負担金額	1,895 円	1,895 円	3,817 円

２割負担

要介護度	要支援１	要支援２	
		週１回	週２回
利用料金	18,950 円	18,950 円	38,165 円
介護保険給付金額	15,160 円	15,160 円	30,532 円
自己負担金額	3,790 円	3,790 円	7,633 円

３割負担

要介護度	要支援１	要支援２	
		週１回	週２回
利用料金	18,950 円	18,950 円	38,165 円
介護保険給付金額	13,265 円	13,265 円	26,715 円
自己負担金額	5,685 円	5,685 円	11,450 円

■　科学的介護推進体制加算（Ⅰ）
ご利用者ごとの「ADL、口腔機能、栄養状態、認知症の状況・その他の利用者の心身の状況等に関する基本的な情報」を、厚生労働省（LIFE）に提出しており、サービスの提　供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合、1月　1割43円／2割85円／3割127円の加算となります。

■　介護職員処遇改善加算Ⅰ（9.2%）
基本単位に加算単位を加えた総単位数の9.2%に相当する額の1割／2割／3割が加算されます。

■　介護職員処遇改善加算Ⅱ（9.0%）
基本単位に加算単位を加えた総単位数の9.0%に相当する額の1割／2割／3割が加算されます。

＊　注：処遇改善加算Ⅰと処遇改善加算Ⅱについて、加算を算定する場合は、
どちらかの加算、１つのみの算定となります。

2025.7.1

神戸市日常生活支援総合事業　介護予防通所サービスの提供開始に
あたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

年　　月　　日

事業者

所在地　　神戸市兵庫区滝山町５１１番地
名　称　　真愛たきやまデイサービス　　印

説明者　　所属　真愛たきやまデイサービス

氏　名　　生活相談員　　山下　諄子　　印

私は、本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、
内容に同意し、受領しました。

利用者　　住所

氏名　　印

（身元引受人）　住所

氏名　　印
（契約者との続柄　　）